



監査結果報告書

宝 監 第 9 1 号
令和2年(2020年)12月18日

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男
同 小 川 克 弘
同 と な き 正 勝

令和2年度定期監査（企画経営部）の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

第1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

第2 監査等の対象

原則として、令和2年4月から令和2年9月までの企画経営部における財務に関する事務の執行及び財産管理

第3 監査等の概要

事務文書一覧表、事務分掌等一覧表、委託契約及び賃貸借契約締結状況一覧表等のあらかじめ提出された各課所管の伝票・書類等に基づき、監査の対象に係る行政リスクを考慮しながら、抽出により監査を実施しました。

なお、監査は広く行政監査的な視点にも留意して、実施しました。

第4 監査等の日程

予備調査 令和2年10月 1日から令和2年11月27日まで

本監査 令和2年11月26日、27日

第5 監査等の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務の執行及び財産管理については、おおむね良好であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

《シティプロモーション担当（政策推進課）》

1 シティプロモーションの取組について

本市のシティプロモーションを効率的に進めるため、平成29年2月に策定された「宝塚市シティプロモーション戦略」では、「宝塚市を好きになる人を増やす」、「定住人口・交流人口・関係人口を増やす」ことが目標とされており、ターゲットを「ライフスタイルに高い意識を持つ女性」とし、ターゲットの嗜好に合うプロモーションを実施していくこととされています。

目標の達成に向けた情報発信の手段としては、SNS等が活用されていますが、主なSNS等における各年度の更新状況を確認したところ、次表のとおりとなっていました。

(単位：回)

	H27	H28	H29	H30	R01	R02 ※
Instagram	137	226	222	69	52	20
Twitter	-	141	428	78	47	12

※R02. 11. 25現在

Instagram及びTwitterともに、開始2年後をピークに更新回数が減少しています。このことについて、「当時は、人員配置及び業務分担の関係で頻繁に更新を行える状況にあった。」旨の説明を受けましたが、シティプロモーションはSNS等による情報発信を一貫性をもって継続的に行っていくことにより、受け手に良好なイメージを蓄積させることができると考えられるため、一過性の取組に終わらせないことが重要です。

また、情報発信に係る他部署との連携状況については、「Instagramについては令和2年10月より、商工勤労課や観光企画課などの他課も更新できるようアカウント共有を行っており、Twitterについては他課からの依頼があれば市のイベント等の情報を更新している。」旨の説明を受けましたが、いずれも、広報誌の発行業務等を通じて様々な市政情報を把握している広報課との連携は行われておらず、市全体で考えた場合、効率的な情報発信が行えているのか疑問が残ります。

なお、宝塚市シティプロモーションのInstagramのフォロワー数は約4,500人となっており、本市における非常に有効な広報媒体であると考えられるため、今後、庁内の連携を深めながら、市の総合的な情報発信媒体としての積極的な活用方策について検討する余地があるのではないかと考えます。

シティプロモーションの目標を達成するためには、市が一丸となって魅力創造・発信

に取り組むことが必要不可欠です。情報発信に係る市の組織体制の在り方の検討も含めて、効果的なプロモーションが行える体制づくりに努めてください。

《市立病院経営改革担当》

1 市立病院経営改革担当業務について

本市では、市立病院の経営改革を目的に、令和2年4月から企画経営部政策室に市立病院経営改革担当が置かれ、参事、課長及び係長が従事しています。

市立病院経営改革担当の主な業務内容を確認したところ、「市立病院経営統括部の事務的な支援を行うとともに、市立病院経営統括部とともに経営改善に係る計画を作成し、P D C A サイクルを回せるよう進捗管理を行っている。また、市長部局で設置された宝塚市立病院改革検討会の事務局であることから、市長部局の立場からも病院事業に対し意見・指導を行っていく。」旨の説明を受けましたが、令和2年3月定例市議会で市立病院経営統括部から提出された資料「令和2年度 病院事業会計の収支改善策」については、市立病院経営改革担当においても適切に進捗管理を行い、コロナ禍の影響とは切り分けて収支改善策の達成状況を確認していく必要があると考えます。

また、令和2年7月末に委託業者から提出された「宝塚市立病院経営分析業務報告書」を踏まえた取組状況については、「現在、『資金不足等解消計画』を市立病院経営統括部と市立病院経営改革担当とで意見交換を行いながら策定を進めており、同報告書で示された手法を用いて一時借入金を含む資金不足を解消することとしている。」旨の説明を受けましたが、「資金不足等解消計画」の早期策定とともに、当面は当該計画に沿って全力で経営改善の取組を進めてください。

さらに、市立病院に対する基準外繰出については、コロナ禍による令和2年度4月、5月の減収分として2億円が繰り出され、6月から9月までの減収分として1.7億円が繰り出されることとなっており、今後の基準外繰出については、「病院の経営状況を注視するとともに市の将来的な財政状況を考慮し、引き続き検討していく。」旨の説明を受けましたが、これまでの基準外繰出を考慮してもなお、病院事業における令和2年度の収支は、現時点で約5億円の赤字が見込まれており、このままでは令和2年度決算で欠損金が発生することとなります。欠損金が発生している状況で資金不足比率が10%を超えた場合には、企業債の発行が許可制となり、自主的な病院事業の経営改善に非常に大きな影響を及ぼすこととなるため、市立病院経営改革担当及び財政課においては、こういった事態の回避に向けた対応を協議しておく必要があると考えます。

今後の経営改革に向けた取組としては、「令和3年度に、現病院建物の老朽化調査と

建替えに向けた基礎調査を行う予定としており、調査結果を踏まえて建替え時期等についても検討を行っていく。」旨の説明を受けましたが、本来は、市立病院の今後の方向性が決定された上で、建替え等の検討がなされるべきではないかと考えます。現在、市長を会長とする宝塚市立病院改革検討会において、将来を見据えた医療提供体制の構築と建替えを含めた今後の市立病院の在り方を検討しているとのことですが、市の財政状況を鑑みるに、結論を出すまでに残された時間は多くはないと考えます。市立病院経営改革担当における取組が市立病院の経営改革の推進に寄与するよう、財政課とも連携しながら、引き続き経営改革の課題に取り組んでください。

《施設マネジメント課・財政課共通》

1 公共施設マネジメントに係る取組について

本市では、平成28年7月に「宝塚市公共施設等総合管理計画」（以下「管理計画」という。）が策定され、管理計画では保有する公共施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組（公共施設マネジメント）を全庁的に推進することとされています。

この管理計画で示された7つの方針の1つである「公共施設マネジメントの一元化」に対する取組状況について確認したところ、「施設保全については、建物施設において多くの割合を占める学校施設及び市営住宅について建物施設の個別施設計画（長寿命化計画）を策定し、長寿命化等を計画的に行うことによる財政的負担の軽減や平準化を進めている。」旨の説明を受けました。

しかしながら、学校施設及び市営住宅以外の公共施設に係る個別施設計画の策定は所管課に任されており、また、所管課が個別施設計画を策定している場合においても、一定規模以上の修繕を行う場合には、これまでは予算上、実施計画で採択されなければ実施できない状況となっていました。

このような状況に対し、今後の公共施設の保全に係る予算確保の方法について確認したところ、「令和3年度の予算編成の区分では、『①建物施設の保全にかかるもの』、『②インフラの保全にかかるもの』を設け、これまで主に実施計画財源で計上していた①及び②について、管理計画の数値などをもとに一定額を確保する方向で、予算編成作業を進めている。」旨の説明を受けました。これは建物施設やインフラの老朽化対応に要する経費を別枠で確保しようとするもので、確実に施設保全を実施していく取組として評価できると考えます。

なお、令和元年7月に策定した「宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針」では、取組対象施設67施設についての今後の方針が打ち出されていますが、「維持する」

ことが決定された施設については、適切に保全を行っていくことが求められます。

今後、施設マネジメント課においては、公共施設マネジメントの一元化に向けて引き続き取り組んでいくとともに、財政課においても別枠予算が確実に確保できるよう取り組んでください。

《行革推進課》

1 補助金の見直しについて

本市では、宝塚市補助金交付基準（以下「交付基準」という。）で示す交付対象及び交付基準に沿って交付要綱を定め、これを根拠として補助金を交付しており、令和元年度における補助金の交付件数は166件でした。

所管課においては、毎年6月頃に前年度補助金等の支出効果に関する調査を実施しており、今年度を実施した調査結果を確認したところ、交付基準のうち補助金を交付するに当たっての判断基準として、「補助金の根拠となるべき要綱等を定め、終期を明記すること。」とありますが、補助金所管課からは交付基準に適合していると回答した補助金であっても、交付要綱に定められた終期が過ぎているにもかかわらず、要綱改正がなされないままに補助金を交付している実態があるなど補助金所管課からの回答内容が適正でないものが散見されました。

また、特に「終期の設定」「原則、補助率2分の1以下」の判断基準について、「不適合であるが合理的理由がある」と回答した割合がそれぞれ全体の57.8%、32.5%と多くありましたが、何をもって合理的な理由とするのか明確ではなく、補助金所管課の回答だけをもって集計されており、果たして市として統一的な判断のもとに補助金が制度化され、交付されているのか疑問が残ります。

所管課においては、これまで調査実施時に補助金所管課が交付基準に沿って交付しているか自ら確認、評価できるよう調査シートを改善する工夫に取り組んでおり、また全ての補助金を対象として適合状況を確認することは、事務量増大の負担や時間的な制約から難しいことは一定理解できますが、「不適合であるが合理的理由がある」と回答した補助金に対象を絞るなど一定の要件のもと、交付基準に沿った適正な交付になっているか、補助金としての支出効果は上がっているかなどの観点から検証するとともに、適切な見直しを行ってください。

《財政課》

1 統一的基準に基づく財務書類等作成業務委託について

統一的基準による地方公会計は、発生主義・複式簿記を用いることで、現金主義・単式簿記だけでは見えにくい減価償却費などのコスト情報、資産・負債といったストック情報の数値化により財政の透明性を高め、住民に対する説明責任を果たすことを目的としています。本市では平成28年度決算から統一的基準による財務書類等を作成していますが、当該事務について平成28年度に指名競争入札による業務委託契約を締結した後、現在に至るまで毎年度同一業者と特名随意契約による業務委託を継続しています。

また、令和2年度の特名随意契約の理由を確認したところ、「統一的基準に基づく財務書類等の作成に関しては、総務省の基準に基づき作成するものです。この基準に基づく判断とは、細部まで明確に示されているものではなく、逸脱できない基準はあるものの、判断の余地があるルールとなっています。この判断によっては、財務書類の数値に影響を与えることも多いうえに、この判断は、数値上の判断だけではなく、過去からの経緯を踏まえて判断すべきことも多々あります。また、当該委託においては市の財務書類にかかる顧問業務が含まれており、議会、監査、市民等からの質疑に対し専門家の立場として意見をもらう業務も包括されており、こちらについても過去からの経緯を踏まえた判断も重要となります。以上2点の理由により当該業務委託には継続性が重要であることから、当該業者を指定します。」とされています。

当該業務において継続性が重要であることは理解できますが、同一業者との契約がすでに4年経過していることに鑑みるに、一定整理をする時期にきているのではないかと考えます。この4年間で市としての判断や考え方などのノウハウが一定のマニュアルとして整理されていると思われますので、委託業務から顧問業務を切り離し財務書類等の作成を職員で行う、または、他の業者の視点を取り入れるなど特名随意契約によらない作成の在り方について検討してください。

2 固定資産台帳の更新について

本市における固定資産台帳の整備は、総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に基づき平成28年度決算から開始しています。当該手引きにおいて「開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体とみなして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができることとします。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとします。なお、開始時に建物本体と

附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。」とされています。

しかし、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載した建物施設（以下「開始時一括計上建物」という。）に係る本市における精緻化の状況について確認したところ、新規資産を取得する際に前の資産の除却処理を行っていませんでした。

このことについて所管課からは、「今後は新規資産を取得する際に、開始時の台帳に一括計上した資産の除却についてどのように整理するのか考え方を検討していく必要があると考えている。なお、開始時以降に新規に登録した固定資産については、宝塚市固定資産台帳更新手順書に基づき、更新のタイミングで適宜除却していくよう整備していく。」旨の説明を受けました。

しかしながら、総務省自治財政局財務調査課の地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書では、「建物と附属設備が一体的に計上されていると、更新時期が異なる資産が一本化されてしまい、更新時期の検討等に固定資産台帳のデータを活用することが難しくなる上、本来短い耐用年数を設定すべき附属設備が、建物と一体的に長い耐用年数を設定され、減価償却費の過少計上に繋がり、コストが過小に計上され、実態との乖離が生じるなど、問題」があり、開始時一括計上建物などについて「一度固定資産台帳を作成したとしても、毎年度適切に更新されなければ、固定資産台帳の情報と施設の実際の状態に乖離が生じてしまい、資産価値に係る情報も含めた資産のデータベースとして、資産管理や公共施設マネジメント等に活用することはできない。」と意見されています。

地方公会計の活用にあたっては、適切な固定資産台帳の更新と財務書類の作成が前提となっており、有形固定資産減価償却率などにも影響があることから、開始時一括計上建物の附属設備についても、新規資産を取得する際には除却処理を行うとともに、更新のタイミングで一定の計画性をもって区分していく必要があると考えます。地方公会計の更なる活用のため、また、財政の透明性を高め住民に対する説明責任が果たせるよう固定資産台帳の精緻化に努めてください。

《市税収納課・市民税課共通》

1 時間外勤務について

市税収納課の時間外勤務状況について確認したところ、平成30年度以降職員数が増加傾向にあるにもかかわらず、時間外勤務は減少せずむしろ増加傾向にあります。特に令和2年度上半期においては、昨年度同時期より216時間の増加となっています。また、

職員個々の時間外勤務数を見ると、月に45時間を超える時間外勤務を行っている職員がいる一方で、時間外勤務実績無し、または数時間だけの職員も多数あり、職員間で大きな差がありました。

その理由を確認したところ、「時間外勤務の増加の原因は、納税管理担当の時間外勤務の増加によるものが大きいですが、令和2年4月から課内の配置替えにより納税管理担当を1名減員、徴収担当を1名増員し、徴収体制の強化を図ったところ新型コロナウイルスの影響により、徴収猶予の特例制度の新設、減免の増加による還付件数の増加、証明書発行件数の増加など事務量が増加したことや、他課とのシステム連携障害による対応作業が発生したためである。また、時間外勤務実績の少ない職員がいることについては、育児部分休業の取得で時間外勤務が行えないためである。」旨の説明を受けました。徴収強化のため、徴収担当の人員を増加させることは一定理解できますが、コロナ禍において納税管理担当の事務作業量の増加がある程度見込まれた段階で、担当の配置の変更を行うなどの柔軟な対応を行うこともできたのではないかと考えます。今後は状況に応じた適切な人員配置や事務分担の割り振りに努めてください。

次に、市民税課の令和2年度上半期の時間外勤務状況を見ると、昨年度同時期より437時間増加しています。その理由を確認したところ、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため確定申告の申告期限が1箇月延長されたことにより、税務署から送信される確定申告書のデータ約7,300件がデータ処理期限に間に合わず、職員による手入力作業となった。その後も随時申告が受け付けられたため、送信されてくるデータへの対応があった。減免についても申請期限を8月まで延長し、制度の周知を図ったことで問い合わせ対応や減免処理が増加した。」旨の説明を受けました。一方で、職員個々の時間外勤務数を見ると、4月に100時間を超える時間外勤務を行っている職員がいる一方で、時間外勤務実績無し、または数時間だけの職員もあり、職員間で大きな差がありました。このことについては、「育児部分休業の取得や家庭の事情により時間外勤務が困難な職員がいるためである。また、課内での応援は実施しているが、制度が複雑であるため、他の担当の業務応援にもおのずと限界がある。」旨の説明を受けました。

コロナ禍で例年と異なる対応に迫られたこと、また各職員の家庭の事情があることは一定理解できますが、「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」に規定される上限を上回る時間外勤務を行っている状況を改善するため、何らかの対応が必要です。

市税収納課、市民税課ともに、職員間で時間外勤務数に大きくばらつきが見られるため、今後は状況に応じた適正な人員の配置を行うとともに、担当間、担当内での事務分

担の見直しを行うなど、時間外勤務の削減に努めてください。

《市税収納課・資産税課共通》

1 共有者が存在する固定資産税・都市計画税の徴収状況について

共有者が存在する固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）に関しては、地方税法第10条の2第1項の規定により「納税者が連帯して納付する義務を負う。」とされており、代表者として納税の告知を行った者が納付に応じない場合等には他の納税者（以下「連帯納税者」という。）への納税の告知や督促を行い、納税を促す必要があります。

しかし、平成29年度から令和元年度における3箇年の取組について確認したところ、連帯納税者への納税の告知がされず、不納欠損処理されたものが217件、1,461万円ありました。

現状について各所管課に確認したところ、資産税課からは「共有物に対する徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負うことから共有者のうち1名を代表者とし、外何名で納税通知書を送付し納税の告知を行っている。全共有者へ納税の告知をすることもできるが、通知件数が大幅に増え、送付する費用が増加するほか、一方的な納付者変更の申出、持分按分による納付の申出、山林にみられる多数共有土地への対応など様々な混乱が予想される。」旨の説明を受けました。また、市税収納課からは「現状は滞納額が高額となった場合に連帯納税者からの徴収を検討し、資産税課と協議の上、固定資産税等の納税の告知を行い、納税交渉や滞納処分につなげている。」旨の説明を受けました。

課税当初に連帯納税者への一斉の告知が難しいことは理解できますが、過去3箇年の不納欠損額は高額となっており、連帯納税者から徴収できる可能性があったにもかかわらず、納税の告知がされないまま不納欠損処理を行っている現状を鑑みるに、徴収に向けた取組が十分行われているとは言えないと考えます。

今後は、連帯納税者が存在する固定資産税等のうち、一定年度経過しても未納となっている事案について、一斉に連帯納税者への納税の告知や督促を行うなど連帯納税者への効果的な告知方法について検討し、積極的な徴収に努めてください。